## 専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例(平成29年みやき町条例第15号)第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により報告する。

令和元年 9月 9日提出

みやき町長 末 安 伸 之



専決処分第3号

# 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年8月14日

みやき町長 末 安 伸



### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、 法律上町の義務に属する損害賠償に関し、和解により次のとおり損害賠償の額を決 定するものとする。

1 和解の相手方 略

#### 2 事案の概要

令和元年7月24日(水)午前9時30分頃、中原体育館駐車場の除草作業中に、 隣接する中原駐在所敷地内に駐車してあった、軽貨物車後部リヤガラスへ小石 が飛びリヤガラスを破損する事故である。

本件は、駐車場の除草作業中に発生した事故であり、町が相手方の損害額を負担することにより示談しようとするもの。

### 3 和解の内容

町は、相手方に対し、損害賠償金として79,218円を支払う。

